

地方消費税交付金(引上げ分)の用途について

(歳入)

地方消費税交付金	内 訳		備 考
545,065 千円	社会保障財源化分	303,496 千円	引上げ分(21分の11)
	一般財源	241,569 千円	現行分(21分の10)

(歳出)

(単位:千円)

事業名		金額	本年度の財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他
社会福祉	要援護対策事業費	14,657	1,496		6,517	4,483	2,161
	保育所運営費	679,964	19,199		50,017	118,223	492,525
	放課後児童クラブ推進事業費	83,766	48,358	13,300	9,052	10,462	2,594
	子育て支援事業費	68,432	16,756			29,947	21,729
保健衛生	重度心身障害者等医療費助成(65才未満)	31,532	13,142		5,245	10,075	3,070
	重度心身障害者等医療費助成(65才以上)	47,581	18,312		7,961	14,904	6,404
	心身障害者医療費助成	9,804				7,855	1,949
	乳児妊産婦医療費助成	6,831	3,328		75	2,687	741
	幼児・児童・高校生等医療費助成	49,839	2,857		480	36,096	10,406
	ひとり親家庭等医療費助成	8,199	4,052		93	1,988	2,066
	感染症予防事業費	68,814	1,870			43,301	23,643
	すこやか親子推進事業費	39,992	4,753		197	23,475	11,567
合計	1,109,411	134,123	13,300	79,637	303,496	578,855	

備 考

引上げ分の地方消費税収入(市町村交付金分を含む。)については、社会保障4経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとされている。

(注)「社会保障4経費」・・・制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費